

令和5年第12回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和5年12月7日（木）13時30分から14時15分

2. 開催場所 香美市中央公民館2階会議室

3. 出席委員 (18名)

会長	19番 原 心一		
会長職務代理	2番 山崎 彰	3番 小松 和啓	
委員	1番 山内 茂	4番 藤原 新市	5番 堤 昭雄
	6番 竹村 純吉	7番 三谷 富重	9番 三木 克司
	10番 岡本 博臣	11番 竹平 豊久	12番 西岡 久
	13番 森田 良彦	14番 上島 陽子	15番 五百歳 純太
	16番 門脇 義人	17番 岡田 修一	18番 宗石 大輔

4. 欠席委員 (1名)

8番 西村 広幸

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
第2号 非農地証明願いについて
第3号 農地法第18条第6項解約通知報告について
第4号 農地法第4条の規定による届出について（報告）
第5号 香美市農用地利用集積計画について（諮問）
第6号 買受適格証明について
第7号 その他の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	和田 雅充
事務局次長	岡村 昭彦
事務局主幹	高月 陽生
農地主幹	大倉 達也
農地係長	沖 好子

7. 会議の概要

事務局 開会（13時30分）
それでは、ただ今から令和5年第12回の農業委員会総会を開催致します。
香美市農業委員会議規則 第3条 会長は、議長となり、議事を整理する。となっておりますので、議長を会長にお願いします。

議長 はい、皆さんこんにちは。いよいよ師走という月を迎えまして、皆さん方大変お忙しいことと思いますが、よろしくお願いをしたいと思います。
今まで地域計画計画をしてですね、既に三か所の地域で開催をしております。まだ年内2つの地域で開催をする予定になってますが、私も何か所か参加をさせてもらいましたが、今年って言いますか、前の人・農地プランと比べますと行政がものすごく力を入れちゅう感じです。普及所も2回目の会で10名

ほど来ちゅうし、農協も来てくれましたし、共済、そして職員もですね、農林課2名、そして農業委員会も一緒に来てくれまして農林課の方で説明を全てしていただき皆さん方からご意見をいただいたものを、これから先農林課が集約をしてですね、第2回目の会の時には皆さん方にはもっとこうざくばらんに話が出来るような会にしたいという意気込みを持ちながらやっていただいてます。私も前の人・農地プランの時から比べるとずいぶん皆さん方が活発にご意見が出てくるんじゃないかとそして話し合いが出来るんじゃないかと思っておりましたが、その通りになりましたですね、ほんとに有難く思っています。またそれぞれ地域の皆さん方も自分のところにきたらですね、是非とも出席をしていただいてですね、地域の農業、これから先どういうふうになっていくか、またどういうふうな方向に向けて行ったらえいかということのご意見など出していただきたいというふうに思いますのでよろしくお願ひをしたいと思います。なお先般、県の農業会議におきまして、それぞれ市町村の農業委員会の中には10年以上の委員を長くお勤めいただいた皆さん方にですね、表彰状をいただいております。今年は県下で22名の表彰がありました。その中で10名がですね、香美市農業委員会ということであとで皆さん方にその方々には表彰状をお渡しをしたいと思いますのでよろしくお願ひをしたいと思います。これからまた大変忙しい時期を迎ますが、今日の会よろしく出席いただきまして有難うございました。本日これからただ今より会を進めていきたいと思いますのでよろしくお願ひを致します。

会長より表彰状を贈呈

議長

それでは議案に沿いまして議題に入っていきたいと思いますのでよろしくお願ひを致します。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明致します。

1番、権利の種類は所有権移転贈与、申請地は土佐山田町下ノ村字行島804番、地目は田、面積は3,175m²、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は9,189.21m²、譲渡理由は贈与(その他)、譲受理由は受贈(その他)、資料は1です。

2番、権利の種類は所有権移転贈与、申請地は土佐山田町岩積字川原36番、地目は田、面積は1,380m²、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は1,446m²、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は隣接地の取得、資料は2です。

3番は飛ばしまして。

4番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町吉野字上ノ川493番、地目は畑、面積は692m²、外2筆、計3筆で合計面積1,576m²、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は14,908.51m²、譲渡理由は経営縮小(労力不足)、譲受理由は経営規模拡大、資料は4で10a当たり300,000円で総額472,800円です。

5番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町谷相字下ノダ2344番、地目は畑、面積は165m²、外3筆、計4筆で合計面積2,359m²、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲渡理由は経営縮小(高齢化)、譲受理由は農家創設、資料は5で10a当たり211,954円で総額500,000円です。

6番、飛ばしまして

7番、権利の種類は所有権移転贈与、申請地は物部町仙頭字ナカノ809番、地目は畑、面積は49m²、外1筆、計2筆で合計面積396m²、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲渡理由は贈与(親族)、譲受理由は受贈(親族)、資料は7です。

農地法第3条第2項各号の判断基準につきましては、事前にお配りしている調査書のとおりで、いずれも不許可の要件には該当しないものと判断されます。以上です。

議長

はい、以上説明が終わりましたので、ただ今より質疑を行いたいと思いますが、皆さん方からご質問何かありませんかね。

ごめん、小松稔寛すまん、このほらごめんよ、資料2の写真やけんど、時久建設の息子やろう、■。

推進委員
(2番)

息子かどうか知らんですけど、草ぼうぼうのとこやったんですね。

議長

この南側、地図で見ると南側はあのう、お墓やよな。

推進委員
(2番)

そうです。

議長

ほんなら隣接地の取得ってことは隣接地はこの北側。

推進委員
(2番)

いや僕もそれ今見てどこやろうと思うて。

議長

私も知るには知っちゃうけんと、隣接地の人がここで持っちゃう、■の人やね、これ。

推進委員
(2番)

そうですね。隣接地っていうても離れてないですか。

議長

たぶんそうだと思うけんと、別にどうってことないけんと、隣接の取得というけれども、隣接地、あんまり広うないき、ほら、ほんで、他にも農業しゅうろうかと、わかる。

それから1番についてもこれハウスがあるがは、義人、前にはらニラをするとかやっこを作りたいとかいう人がおったりした、あのハウスじゃないか。

委員
(16番)

じゃないです。

議長

違うか、そうかそうか。

委員
(16番)

高知の方からアスパラを作りに来よったです、昔。

議長

あ、そう。いやけどどうせこのハウスは博彦は、作りやあせんきよ。

委員
(16番)

もうしばらく全然やってない。

議長

誰かほら、農業委員会でもハウスがひょっとないろうかいうことあったら。

事務局

ハウスでこれで、こっちで稲っていうにね、書いてきてますわ。ハウスでは別の物を作るって計画で。

議長

本人が作る計画があるが。

事務局

あります。

議長

そうか、そうか、どうせ遊ばさあせんろうか、誰かに貸さあせんろうかと思うたき、ひょっと委員会にでも来てほら借りたい人がおったら貸しちゃつたらえいき、それだけです。了解です。はい、わかりました。

皆さん方から何かありますか。

もったいないきね、せっかく、ほんで目的があつて [] が買うがやつたらえ
いけんど、贈与みたいな形になつちゅうきよ。ほんで作る気持ちが無かつたら
誰かに貸しちゃつてもえいかなと思ひがしたがです。

格段無ければ採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

-----異議なし-----

議長 はい、それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請に、賛成の方の挙手をお願いします。

-----全員挙手-----

議長 はい、全員賛成です。有難うございました。
続きまして議案第2号非農地証明願いについての説明をお願いします。

事務局 はい、それでは議案第2号 非農地証明願いについて説明致します。
1番、申請地は土佐山田町神母ノ木字北野371番5、地目は畑、面積は61m²、利用状況は進入路、申請人は議案書のとおり、非農地化した理由は「昭和42年に隣接地の371番2並びに371番3をそれぞれ個別に売買した。昭和47年2月に371番3に住宅が新築されてから、進入路として使用され続け、現在に至っている。」とのことです。調査員は 森田委員で資料は8番です。

資料8番の8-1の下の写真、航空写真の写真を写した方向の矢印がこれ南から写したようになってますけんども正しくは北から写したということで、矢印がちょっと反対になってますので、訂正をお願い致します。以上です。

議長 補足説明を調査員の森田委員からお願いします。

委員(13番) はい、資料8-1をご覧下さい。場所は神母ノ木の交差点を龍河洞方面へ少し上った右側に県営住宅の鏡野団地があります。そこをちょっと50m位行ったところの北側下段になります。資料8-2を見ていただいたら、371-5の横に防草シートが張られちゅうと思いますけれども、ここは農地になっておりまして、この所有者の方には申請人の方に同意書をいただくように準備をしておりますので、まずこれは出てこんということはないと思います。まあ以上で別に問題無いと思います。

議長 はい、これは今道が広がりゆうやんか、あそことは全然関係ない。

委員(13番) あつこのちょっと下段にありますね。

事務局 下水の工事をする関係がどうも生じちよってですね、ほんで非農地を取つて施工に入らなあいかん事情があるようです。

議長 はい、皆さん方からご質問を受けたいと思いますが、何かありませんかね。

-----質疑なし-----

議長 格段無いようですので、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

-----異議なし-----

議長 はい、それでは、議案第2号非農地証明願いにつきまして原案通り賛成の方

の举手をお願いします。

-----全員举手-----

議長 はい、どうも有難うございました。
それでは議案第3号の農地法第18条第6項の解約通知報告について説明をお願いします。

事務局 はい、報告第3号 農地法第18条第6項解約通知報告について説明致します。

報告第3号申請番号は7番になってますけど、これ1番です。訂正をお願い致します。

申請地は土佐山田町山田字秋葉ノ東1583番2、地目は田、面積は1,798m²、貸人及び借人は議案書のとおり、申込日、成立日、引渡日共に令和5年10月10日、解約理由は移住のためとのことです。以上です。

議長 はい、説明が終わりましたので、この件につきまして何かご質問があれば受けたいと思います。

-----質疑なし-----

議長 格段無いようですが、これは後でですね、■さんの方からまた貸したいということであとの意見交換会の中で出てきますのでよろしくお願いしたいと思います。

格段無いようですので報告のみとさせていただきます。

続きまして議案第4号農地法第4条の規定による届出についての報告ですが、説明をお願いします。

事務局 報告第4号 農地法第4条届出報告について説明致します。

1番、申請地は土佐山田町東本町5丁目98番、地目は田、面積は19m²、申請人は議案書のとおり、転用目的は公衆用道路、資料は9で調査員は事務局高月です。以上です。

議長 はい、以上、説明が終わりましたので、議案第4号のですね、質疑を行いたいと思いますが、何かご質問はありませんか。

格段ありませんか。

-----質疑なし-----

議長 無いようですので、議案第4号につきましてもですね、報告案件ですので報告のみとさせていただきたいと思います。

続きまして議案第5号香美市農地利川集積計画について質問であります
が、説明をお願いします。

事務局 はい、議案第5号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について補足説明を致します。

まずは、農業公社による中間管理の売買事業になります。

1番、土佐山田町の農地2筆、合計3,179m²を高知県農業公社から、■の■さんが購入し、水稻を栽培します。

続いて、農業公社による中間管理事業になります。

1番、土佐山田町佐野の農地、2,282m²を■の■さん、土佐山田

町佐野の農地、814 m²を [] の [] さん、土佐山田町佐野の農地、1,975 m²を [] の [] さん、土佐山田町佐野の農地、1,729 m²を [] の [] さん、土佐山田町佐野の農地、2,035 m²を香北町の溝瀬さん、土佐山田町佐野の農地2筆、合計4,812.54 m²を土佐山田町の南さん、土佐山田町佐野の農地、3,171 m²を [] の [] さんから高知県農業公社が借り受けます。この後、[] の [] さんが借り受け、露地野菜を栽培します。賃貸借契約で、期間は3年です。

2番、土佐山田町須江の農地2筆、合計4,531 m²を [] の [] さんから高知県農業公社が借り受けます。この後、[] の [] さんが借り受け、水稻を栽培します。賃貸借契約で、期間は5年です。

続いて、通常の貸借権になります。

3番は再設定で、土佐山田町須江の農地6筆、合計13,702 m²を [] の [] さんが借り受け、水稻を栽培します。賃貸借権で期間は10年です。

4番は新規で、土佐山田町下ノ村の農地2筆、合計2,807 m²を [] の [] さんが借り受け、水稻を栽培します。賃貸借権で期間は5年です。

5番も新規で、土佐山田町山田の農地、1,792 m²を4番と同じ [] さんが借り受け、生姜を栽培します。賃貸借権で期間は3年です。

6番は再設定で、土佐山田町山田の農地、1,065 m²を [] の [] さんが借り受け、オクラ、春菊を栽培します。使用貸借権で期間は2年です。

7番も再設定で、土佐山田町戸板島の農地、1,731 m²を [] の [] さんが借り受け、野菜を栽培します。賃貸借権で期間は5年です。

8番も再設定で、土佐山田町戸板島の農地、1,099 m²を7番と同じ [] さんが借り受け、野菜を栽培します。賃貸借権で期間は5年です。

9番は新規で、土佐山田町の農地2筆、合計2,274 m²を [] の [] さんが借り受け、青ネギを栽培します。使用貸借権で期間は3年です。

10番も新規で、土佐山田町の農地4筆、合計8,175 m²を9番と同じ [] さんが借り受け、青ネギを栽培します。使用貸借権で期間は10年です。

11番も新規で、土佐山田町楠日の農地、150 m²を [] の [] さんが借り受け、野菜を栽培します。使用貸借権で期間は3年です。

12番は再設定で、土佐山田町の農地、1,947 m²を [] の [] さんが借り受け、やっこねぎを栽培します。賃貸借権で期間は10年です。

13番も再設定で、土佐山田町山田の農地、1,578 m²を [] の [] さんが借り受け、オクラを栽培します。賃貸借権で期間は2年です。

14番も再設定で、香北町龍生野の農地、1,506 m²を [] の [] さんが借り受け、大葉を栽培します。賃貸借権で期間は3年です。以上です。

議長

以上説明が終わりましたが、すいません、私の案件がありますので、小松和啓さんに変わっていただいてですね、その件のみ審議をしていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

-----議長退席-----

事務局

議長が退席されたので、会長職務代理者として香北地区の小松委員さんに議長をお願いします。

議長代理

それでは議長が退席されたので原議長の会長職務代理者を務めさせていただきます。

それでは議案第5号の所有権移転の原会長の案件1番について皆さん方からの質問を受けたいと思いますが、何かござりますでしょうか。

-----質疑なし-----

議長代理	格段無ければ採決をしたいと思いますので、異議ございませんか。
	-----異議なし-----
議長代理	はい、それでは議案第5号の申請番号1番の原会長が関連しております案件につきまして賛成の方は举手をお願いをします。
	-----全員举手-----
議長代理	はい、有難うございます。全員賛成です。有難うございました。 原委員長お入り下さい。
	-----議長入席-----
議長	どうもすいません、小松さん有難うございました。 それでは議案第5号について、その他の件についてですね、すべての案件につきまして皆さん方からご質問を受けたいと思いますが、何かありませんかね。 ちっとごめん、9ページの_____の_____さんの経営面積18,000 それから10ページの同じ人やけんど経営が106,000、これはどんなに違うが。 私見よって数字がちょっと違うき、どうしてこんな差が出来るかなと思ってですね、今日は聞いてみようかなと。 公社の方の文書をこっちが写しちゅうですので、公社の方の数字が違うということであるらしいです。まあもう1回公社の方にはですね、確認をしてください。今こうゆう質問が出たよということで。 他に何かありませんか。
	-----質疑なし-----
議長	格段無ければ、採決に入っていきたいと思いますが、ご異議ございませんかね。
	-----異議なし-----
議長	はい、それでは、議案第5号香美市農用地利用集積計画についての諮問であります、原案通り賛成の方の举手をお願いします。
	-----全員举手-----
議長	はい、全員賛成です。有難うございました。 それでは続きまして議案第6号、買受の適格証明書についての説明をお願いします。
事務局	議案第6号 買受適格証明の証明書について説明させていただきます。 この件について実は3条の6番のところの関連の土地ですので。実は先月の会議の時にも買受適格証明の決済取ってあるんですが、この今回の案件については競売参加者としての2人目ということで証明願いを申請をされております。この方については11月の定例会の日が11月2日ということで7日に申請があつております。裁判所の手続きの期限との兼ね合いで行くとですね裁判所の方は11月7日にうちの方に証明願いの手続きがあつたんですけども、その後の人札までの期間で手続きが出来るということでそっちの方が本来であれば3条の決済を取る時みたいにですね、お譲りをして証明を出すという流れになるんで

すが、定例会、結局、今日に至るまでの間のところに定例会を開催することは出来ないのでもう報告という案件でさせていただいております。別立てで写真資料と調査書ということをさせていただいてますけども。この方も高知市と土佐市で農業されてるということで一応まあ、各高知市、土佐市の方へ耕作状況の確認も取っておりましてそのうえで問題無いという判断をさせていただいて、証明書の方を発行させていただいたということで報告にはなります。今回3条で出てきた経過もありますので申し上げますとその3条の方は藤岡さんという方ですが、入札参加時の金額、あと現地が競売物件以外も想定をちょっと売買を考えおったところがあつたりして、金額が妙に入札した時の金額が妙に都合が悪いということで今回3条も一旦、取り下げるということで直前で連絡がありまして、うちとしては今回買受適格の証明の方、についての報告っていう形になりますけど。今後もまあ、裁判所の方では物件として残っておるのでまた入札の方があると思いますが、うちの方へ申請があったとき次第同様に手続きを取らせてもらうかという次第です。というところですね。以上です。

議長

はい、説明が終わりましたが、2ページのですね、申請番号6番、取り下げになつてます。この件について資料ではですね、農地以外も含めて総額410万。農地は415m²ですので。反当1000万の割にならぬがですね。これ、ほんでもまあ、間違うて入札したという話らしいですけれど、裁判所で競売やってそんながどうてわしやあこれいかん、間違うちよつたき止めたっていうことが言えるっていうのが私おかしいけれどね。裁判所ってこんなざつとしたことをするろうかと思うて。そんな思いはしますけども買った本人は競売へ入札した本人はこれから他にこっちもこっちもこっちもあると思うて410万で競売へ入札したんやと思うけれども、こんなことで取り下げが出来て、辞めることが出来るいうなら、なかなか変な1回入札したらそんなん出来んよっていうふうなことのいばあの力を裁判所持つちゃあせんろうかと思うけど、そういうことらしいです。

また、あのたぶん再度競売にかかるんですね、また、あの香美市農業委員会にまた報告が出てきて3条へ出さないかんようになってくると思いますけど、今回の場合はこういうことですので今度買取りにきちゅう人はですね、買受適格証明を取りにきちゅう人は別の人ですけれど、この人は入札に入るか入らんかは別としてこういうことで一応証明を取りに来たということで先程高月君が言われたように他のところの市町村が持つちゅう土地についてもちゃんと調査をして証明書を出すということになつてますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

この議案第6号の買受適格証明についての他にご意見無ければですね、採決したいと思いますが、構いませんかね。

-----異議なし-----

議長

それでは賛成の方の举手をお願いします。

-----全員举手-----

議長

はい、全員賛成です。

それでは与えられた議案その他の件になつておりますけれども、事務局の方から何かありますかね。

それでは1件私の方から皆さん方にちょっとご相談っていうか話をさせておきたいわけですが、実はですね、非農地証明願いを出して欲しいということで私の方へ来ました。場所は舟入小学校から西の方へ行った昔からある中野の森というところです。もう30年ずっと木が植わつてですね、もう高いものは20m以上になつちやあせんろうか。あの新しい舟入小学校の近い方じやありま

せん。もっと西の方です。その実は持ち主さんがお母さんが持ち主でしたけれども、お母さんが亡くなつて娘さんが結婚してましたが、私いつ離婚をしたかは知りません。離婚をされた元夫っていう人が私の家を訪ねてきました。実はその奥さんになる、昔から地主さんである人の娘さんも実は亡くなりまして、あとそのご夫婦に息子がおりまして、東京におりますと。そのまま放つちよくわけにもいかんし、自分も歳もよつてきたので71歳と聞いてます。その人が何とかせなあいかんということであつこを息子に相続をさすやつたら非農地にしちよかなあいかんじやないろうかっていう相談に来ました。昔からみんな迷惑をしゆうき、知つちゅうと思うけど、私も本人にはかなりきつく言いました。言うたけんども、まあこのままで置くわけにもいかんし、非農地にしてっていう話をされましたので、隣地必ず承諾を貰つてくれと、そのまま放られてもまたこっちも困るけれども、そういうことでお願いをし、事務局とも話をしましたけんど、非農地証明願いを申請があれば出さざるおえんじやないかなというふうな結論に至つてます。皆さん方にもこういう例が家の近くにもあるよというふうなことがあつたりしたらですね、いろいろ想いもあるろうと思いますので、ちょっとここでせっかくの機会ですので、ここでちょっと話を皆さん方から聞いちゃひいて、それから一つの条件は隣地西東、北側は道があつてちょっと道が高いですと、北側はいらんだらうと、南側は舟入川があつて道があつて南ですので、農地の人には承諾はいらんや無いかという想いはしてます。その承諾が取れでらですね、非農地証明願いがご本人から出てきたら出さないかんやないかなあというふうに思つてます。将来的にそこをどうするがでつて言うたらどうするつもりもしないと、けんどもしそうやつたらよねこの木も切つてもらいたいという意見も私も述べましたけんど、するかせんかは知りません。将来的にほんならここへ土でも入れられてよね、どんどんどんどん嵩上げされて、まあ言うたら草ぼうぼうにまた同じようになつたら、非常に困るがなあという想いはしますけれども法律上:ということはおかしいかもしませんけど、非農地証明願いが出てきた時には出さんわけにはいかんじやないろうかという結論に至つてますので、出てきた段階でまたもちろん皆さん方と協議もせなあいかんですけんど、こんな場合にどうしたもんかなという想いもあってですね、もし今度新しくこの人が非農地証明願いを出してきたときに皆さん方のご意見もですね、聞きたいと思いますので、相談をさせていただきます、事前に。そういうことです。その他の件でこれ話をさせていただいてますので、格段採決とかどうとかいうことは無いでけんど、ひとつ、まあこんなケースも出てくるがって想いもしてますのでよろしくお願ひをしたいと思います。

今日の事務局からのその他の件についてのご意見というか皆さん方にご相談かけるところはこれだけですので、皆さん方から何か、その他の件で何かご相談があればご意見として受けたいと思いますが、何かありませんかね。

格段無ければですね、あと農地利用最適化推進意見交換会を行いますのでそれまで5分程度休憩します。よろしくお願ひします。

閉会（14時15分）

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議

長

原、心一



署

名

三木昌重



署

名

木下克司

